

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 12



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(人 事 課 取 扱 い) 1
訓 令	
○行 政 組 織 の 再 編 成 に 伴 う 関 係 訓 令 の 整 理 に 関 す る 訓 令 (※)	(人 事 課 取 扱 い) 10

規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 21 号

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 行 政 組 織 規 則 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 122 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

目 次 中 「 ぐ ら し 保 健 福 祉 部 」 を 「 保 健 福 祉 部 」 に , 「 第 28 条 の 9 」 を 「 第 28 条 の 10 」 に , 「 第 39 条 の 5 」 を 「 第 39 条 の 6 」 に 改 め , 「 第 8 款 の 3 国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポー ツ 大 会 局 各 課 の 分 掌 事 務 (第 48 条 の 6 ー 第 48 条 の 10) 」 を 削 り , 「 第 1 款 か ご し ま 県 民 交 流 セ ン タ ー (第 63 条 ー 第 65 条) 」 を 「 第 1 款 か ご し ま 県 民 交 流 セ ン タ ー (第 63 条 ー 第 65 条) 」 を 「 第 1 款 の 2 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー (第 65 条 の 2 ・ 第 65 条 の 3) 」 に , 「 第 13 款 こ ど も 総 合 療 育 セ ン タ ー (第 97 条 ー 第 99 条) 」 を 「 第 13 款 の 2 食 肉 衛 生 検 査 所 (第 110 条 ー 第 112 条) 」 を 「 第 13 款 の 3 動 物 愛 護 セ ン タ ー (第 97 条 ー 第 99 条) 」 を 「 第 16 款 削 除 」 に 改 め る 。

「 第 16 款 削 除 」 に 改 め る 。

第 17 款 女 性 相 談 セ ン タ ー (第 108 条 ・ 第 109 条)

第 18 款 食 肉 衛 生 検 査 所 (第 110 条 ー 第 112 条)

第 18 款 の 2 動 物 愛 護 セ ン タ ー (第 112 条 の 2 ・ 第 112 条 の 3) 」

を 「 第 16 款 から 第 18 款 まで 削 除 」 に 改 め る。

112 条 の 3) 」

第 7 条 第 6 号 中 「 ぐ ら し 保 健 福 祉 部 」 を 「 保 健 福 祉 部 」 に 改 め , 同 条 中 第 11 号 を 削 り , 第 10 号 を 第 11 号 と し , 第 7 号 から 第 9 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ , 第 6 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(7) 保 健 福 祉 部 子 ど も 政 策 局

第 8 条 第 1 項 の 表 ぐ ら し 保 健 福 祉 部 の 部 を 次 の よう に 改 め る。

保 健 福 祉 部	保 健 医 療 福 祉 課 医 師 ・ 看 護 人 材 課 国 民 健 康 保 険 課 健 康 増 進 課 感 染 症 対 策 課 社 会 福 祉 課	総 務 係 経 理 係 企 画 調 整 係 医 務 係 医 療 政 策 係 医 師 確 保 対 策 係 看 護 係 高 齢 者 医 療 係 国 保 指 導 係 国 保 財 政 係 疾 病 対 策 係 が ん 対 策 ・ 歯 科 保 健 係 健 康 増 進 栄 養 係 感 染 症 保 健 予 防 係 感 染 症 対 策 調 整 係 福 祉 企 画 係 地 域 福 祉 支 援 係 恩 給 係 調 査 援 護 係
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	高齢者生き生き推進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課	長寿企画係 生きがい推進係 施設整備係 認知症・生活支援係 地域包括ケア推進係 療育支援係 自立支援係 精神保健福祉係 施設支援係 温泉営業係 食品衛生係 乳肉衛生係 水道係 麻薬係 薬務係
子ども政策局	子ども政策課 子育て支援課 子ども福祉課	総務調整係 子ども政策推進係 子ども育成係 幼保連携係 認可・指導係 母子保健係 母子医療係 家庭福祉係 子ども福祉係 子ども支援係

第 8 条第 1 項の表商工労働水産部の部産業人材確保・移住促進課の項の次に次のように加える。

外国人材政策推進課	外国人材企画係 外国人材確保推進係
-----------	-------------------

第 8 条第 1 項の表農政部の部畜産課の項中「畜産課」を「畜産振興課」に、「家畜衛生係」を「畜産流通対策係」に改め、同項の次に次のように加える。

家畜防疫対策課	家畜衛生係 家畜防疫対策係
---------	---------------

第 8 条第 1 項の表国体・全国障害者スポーツ大会局の部を削り、同条第 2 項の表秘書課の項を削り、同表青少年男女共同参画課の項中「男女共同参画係」を「男女共同参画係 相談支援係」に改め、同表総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課	計画管理室	
	鹿児島・佐賀エールプロジェクト推進室	エールプロジェクト推進係

第 8 条第 2 項の表障害福祉課の項を削り、同表高齢者生き生き推進課の項の次に次のように加える。

障害福祉課	障害者支援室	地域生活支援係
-------	--------	---------

第 8 条第 2 項の表産業人材確保・移住促進課の項を削る。

第 10 条第 2 項の表中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に、

危機管理防災局	危機管理防災課
国体・全国障害者スポーツ大会局	総務企画課

を

危機管理防災局	危機管理防災課
---------	---------

に改める。

第 11 条第 4 号中「総務部男女共同参画局」の次に「及び保健福祉部子ども政策局」を加える。

第 12 条第 2 項を削る。

第 15 条第 5 号中「文書の編集，保存及び廃棄」を「公文書の管理及び特定歴史文書の保存，利用等」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(2) 公文書管理委員会に関すること。

第 17 条の 6 第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 13 号中「（他課の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第 12 号とし、同項中第 14 号を第 13 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の施行に関すること。

第 17 条の 6 第 1 項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 女性談支援センターに関すること。

第 17 条の 6 第 2 項中「前項第 10 号から第 15 号まで」を「前項第 9 号から第 16 号まで」に改める。

第18条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 鹿児島・佐賀エールプロジェクトの推進に関すること。

第18条に次の1項を加える。

3 鹿児島・佐賀エールプロジェクト推進室においては、第1項第7号に掲げる事務を分掌する。

第18条の13第1項第9号中「鶴丸城跡」を「鹿児島城跡」に改める。

第2章第2節第4款の款名中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

第27条の2を削る。

第28条中第8号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号を削り、第15号を第9号とし、第16号を第10号とし、第17号を削り、第18号を第11号とし、第19号から第21号までを7号ずつ繰り上げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の施行に関すること。

第28条中第22号を第16号とし、第23号を第17号とし、第24号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 前各号に掲げるもののほか、疾病予防に関すること。

第28条第25号を削る。

第28条の2及び第28条の3を次のように改める。

（感染症対策課）

第28条の2 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。

(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関すること。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関すること。

(4) 地方病の予防に関すること。

(5) 検疫に関すること。

(6) 感染症の診査に関する協議会に関すること。

(7) 感染症対策に関すること。

（社会福祉課）

第28条の3 社会福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉行政の調整に関すること。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（障害福祉課，高齢者生き生き推進課，子ども政策課，子育て支援課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。）。

(3) 社会福祉主事の養成機関並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定に関すること。

(4) 社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関すること。

(5) 保健福祉部所管の公益法人の検査に関すること。

(6) 社会福祉法人審査会及び社会福祉施設等整備審査会に関すること。

(7) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の施行に関すること。

(8) 被災者生活支援金に関すること。

(9) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金に関すること。

(10) 社会福祉に関する統計に関すること。

(11) 社会福祉審議会に関すること。

(12) 地域福祉の推進に関すること。

(13) 民生委員に関すること。

(14) 生活福祉資金貸付事業に関すること。

(15) 社会福祉協議会に関すること。

(16) 県社会福祉事業団に関すること。

(17) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関すること。

(18) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること。

(19) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の施行に関すること。

- (20) 恩給法（大正12年法律第48号）による旧軍人軍属の恩給事務に関する事。
- (21) 旧軍人軍属等の履歴証明等に関する事。
- (22) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の施行に関する事。
- (23) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の施行に関する事。
- (24) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の施行に関する事。
- (25) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）の施行に関する事。
- (26) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の施行に関する事。
- (27) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の施行に関する事。
- (28) 戦没者追悼式等に関する事。
- (29) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事。
- (30) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）の施行に関する事。

第28条の7を削り、第28条の6を第28条の7とし、第28条の5を第28条の6とする。

第28条の4第1項第3号中「子ども家庭課及び子育て支援課」を「子ども政策課、子育て支援課及び子ども福祉課」に改め、同項第6号中「子ども家庭課」を「子ども福祉課」に改め、同項第8号中「子ども家庭課、子育て支援課及び高齢者生き生き推進課」を「高齢者生き生き推進課、子ども政策課、子育て支援課及び子ども福祉課」に改め、同条を第28条の5とする。

第28条の3の次に次の1条を加える。

（高齢者生き生き推進課）

第28条の4 高齢者生き生き推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢社会対策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関する事。
- (3) 社会福祉法の施行に関する事（社会福祉課、障害福祉課、子ども政策課、子育て支援課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 認知症対策に関する事。
- (5) 地域包括ケアの推進に関する事。
- (6) 介護実習・普及センターに関する事。
- (7) 高齢者の保健福祉関係の施設整備に関する事。
- (8) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関する事（保健医療福祉課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 地域支援事業の推進及び介護支援専門員の研修に関する事。
- (10) すこやか長寿社会運動に関する事。
- (11) 老人クラブに関する事。
- (12) 老人の日に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の保健福祉及び社会活動に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事。
- (15) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関する事。

2 介護保険室においては、前項第8号に掲げる事務のうち介護保険に関する事務並びに同項第14号及び第15号に掲げる事務を分掌する。

第28条の8及び第28条の9を次のように改める。

（子ども政策課）

第28条の8 子ども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども政策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 子ども基本法（令和4年法律第77号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを

除く。)

- (3) 児童福祉法の施行に関する事（障害福祉課，子育て支援課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
 - (4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関する事。
 - (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の施行に関する事。
 - (6) 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）の施行に関する事（子育て支援課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
 - (7) 社会福祉法の施行に関する事（社会福祉課，障害福祉課，高齢者生き生き推進課，子育て支援課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
 - (8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。)
 - (9) 前各号に掲げるもののほか，児童の福祉に関する事（障害福祉課，子育て支援課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
- （子育て支援課）

第28条の9 子育て支援課の分掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園に関する事。
- (2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事。
- (3) 児童福祉法の施行に関する事（障害福祉課，子ども政策課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
- (4) 少子化社会対策基本法の施行に関する事（子ども政策課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
- (5) 社会福祉法の施行に関する事（社会福祉課，障害福祉課，高齢者生き生き推進課，子ども政策課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
- (6) 子ども・子育て支援法の施行に関する事（子ども政策課の所管に属するものを除く。)
- (7) 乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成に関する事。
- (8) 第3号から前号までに掲げるもののほか，児童の福祉に関する事（障害福祉課，子ども政策課及び子ども福祉課の所管に属するものを除く。)
- (9) 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関する事。
- (10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事。
- (11) 妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦の療育保護に関する事。
- (12) 周産期医療に関する事。
- (13) 小児医療（小児救急医療を含む。）に関する事。

第2章第2節第4款中第28条の9の次に次の1条を加える。

（子ども福祉課）

第28条の10 子ども福祉課の分掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法の施行に関する事（障害福祉課，子ども政策課及び子育て支援課の所管に属するものを除く。)
- (2) 少子化社会対策基本法の施行に関する事（子ども政策課及び子育て支援課の所管に属するものを除く。)
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事。
- (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関する事。
- (5) 社会福祉法の施行に関する事（社会福祉課，障害福祉課，高齢者生き生き推進課，子ども政策課及び子育て支援課の所管に属するものを除く。)
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事（障害福祉課の所管に属するものを除く。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか，児童の福祉に関する事（障害福祉課，子ども政策課及び子育て支援課の所管に属するものを除く。)
- (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事。
- (9) 母子家庭等年少者の身元保証に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第7号）の施行に関

すること。

- (10) 前 2 号に掲げるもののほか、母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の福祉に関すること。
- (11) 児童相談所及び若駒学園に関すること。
- (12) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）の施行に関すること。
- (13) 若者の自立支援に関すること。
- (14) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行に関すること。

第 31 条の 3 第 1 項第 6 号及び第 7 号を削り、同条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（外国人材政策推進課）

第 31 条の 4 外国人材政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人材の確保及び受入れ・定着に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 外国人材の確保及び受入れ・定着に係る施策の実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第 39 条の 3 の見出しを「（畜産振興課）」に改め、同条中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同条第 14 号から第 17 号までを削り、同条第 18 号中「獣医師、人工授精師、装てい師及び」を削り、同号を同条第 14 号とし、同条中第 19 号を削り、第 20 号を第 15 号とし、第 21 号を削る。

第 2 章第 2 節第 6 款中第 39 条の 5 を第 39 条の 6 とし、第 39 条の 4 を第 39 条の 5 とし、第 39 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（家畜防疫対策課）

第 39 条の 4 家畜防疫対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜及び家さんの保健衛生に関すること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること（動物用医薬品等に関するものに限る。）。
- (3) 家畜伝染病に関すること。
- (4) 家畜及び家さんの病性鑑定に関すること。
- (5) 獣医師、人工授精師及び装てい師に関すること。
- (6) 家畜の人工授精に関すること。
- (7) 家畜保健衛生所に関すること。

第 2 章第 2 節第 8 款の 3 を削る。

第 52 条第 1 項中第 16 号から第 18 号までを削り、第 15 号を第 18 号とし、第 14 号を第 17 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (15) 食肉衛生検査所
- (16) 動物愛護センター

第 52 条第 1 項中第 13 号を第 14 号とし、第 3 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 女性相談支援センター

第 57 条第 1 項総務企画課の項第 28 号中「（地域振興局及び熊毛支庁にあっては、商店街振興に関するものに限る。）」を削る。

第 3 章第 3 節第 1 款の次に次の 1 款を加える。

第 1 款の 2 女性相談支援センター

（業務）

第 65 条の 2 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条第 3 項の定めるところにより、困難な問題を抱える女性への支援に関する事務を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条第 3 項の定めるところにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務を行う。

（名称及び位置）

第 65 条の 3 女性相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鹿児島県	女性相談支援センター	鹿児島市	

第 3 章第 3 節第 13 款の次に次の 2 款を加える。

第 13 款の 2 食肉衛生検査所

（設置）

第 99 条の 2 と畜検査，食鳥検査及び食肉衛生検査に関する事務を処理するため，食肉衛生検査所を設置する。

（名称，位置及び所管区域）

第 99 条の 3 食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
知覧食肉衛生検査所	南九州市	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市
串木野食肉衛生検査所	いちき串木野市	薩摩川内市 日置市 いちき串木野市
阿久根食肉衛生検査所	阿久根市	阿久根市 出水市 出水郡
大口食肉衛生検査所	伊佐市	伊佐市 始良市 鹿児島郡 薩摩郡
末吉食肉衛生検査所	曾於市	曾於市 霧島市 始良郡
志布志食肉衛生検査所	志布志市	志布志市 曾於郡 肝属郡（東串良町に限る。）
鹿屋食肉衛生検査所	鹿屋市	鹿屋市 垂水市 肝属郡（東串良町を除く。）

（所掌事務）

第 99 条の 4 食肉衛生検査所は，次の事務を行う。

- (1) 獣畜のと殺及び解体の検査に関すること。
- (2) 獣畜の肉，内臓等の検査に関すること。
- (3) 食鳥検査に関すること。
- (4) と畜場及び食鳥処理場並びにそれらの附属施設の衛生指導に関すること。

第 13 款の 3 動物愛護センター

（業務）

第 99 条の 5 動物愛護センターは，県民に動物の愛護及びその適正な飼養について普及啓発を行うなどして，人と動物の共生する社会の実現を図るため，次の事務を行う。

- (1) 動物の愛護及びその適正な飼養についての普及啓発に関すること。
- (2) 犬及び猫の譲渡に関すること。
- (3) 動物との触れ合いの機会の提供に関すること。
- (4) 関係団体との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，動物の愛護及びその適正な飼養に関すること。

（名称及び位置）

第 99 条の 6 動物愛護センターの名称及び位置は，次のとおりである。

名 称	位 置
鹿児島県動物愛護センター	霧島市

第 3 章第 3 節第 17 款及び第 18 款を次のように改める。

第 17 款及び第 18 款 削除

第 108 条から第 112 条まで 削除

第 3 章第 3 節第 18 款の 2 を削る。

第 123 条中「第 15 条の 6 第 1 項第 1 号」を「第 15 条の 7 第 1 項第 1 号」に改める。

第 126 条中「第 16 条第 5 項」を「第 16 条第 4 項」に，「第 15 条の 6 第 1 項第 5 号」を「第 15 条の 7 第 1 項第 5 号」に改める。

第 129 条中「一時加工等」を「一次加工等」に改める。

第 131 条中第 7 号を第 8 号とし，第 6 号を第 7 号とし，同条第 5 号中「加工食品」を「加工食品等」に改め，同号を同条第 6 号とし，同条中第 4 号を第 5 号とし，第 3 号を第 4 号とし，第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 加工・業務用野菜の栽培技術の研究開発に関すること。

第139条第1項の表鹿児島県農業開発総合センター大隅支場の項を削る。

第177条第2項の表家畜防疫対策監の項を削り、同表畜産国際経済連携対策監の項を次のように改める。

畜産流通対策監	畜産振興課	国内外における畜産物の販路拡大及び輸出促進等に関する事務の総括
---------	-------	---------------------------------

第177条第5項の表子育て・高齢者支援総括監の項を削り、医療審議監の項及び医療技監の項中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、新型コロナウイルス感染症総括監の項を削り、獣医務技監の項中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、同表競技力向上等総括監の項を削る。

第178条第1項の表所長の項中「消費生活センター」を「女性相談支援センター消費生活センター」に、

「児
女
食
動

童相談所
性相談センター
肉衛生検査所
物愛護センター」
大隅支場
熊毛支場」
次のように加える。

「食肉衛生検査所
動物愛護センター
児童相談所」
「農業開発総合センター
農業開発総合センター

地域企業振興監	地域振興局 又は支庁の 総務企画部	商工業の振興に関する事務
地域企業支援官	地域振興局 又は支庁の 総務企画部	商工業の振興に関する事務

第178条第2項の表児童福祉専門員の項中「中央児童相談所大島児童相談所」を「中央児童相談所」に改め、

同表研究室長の項中「農業開発総合センター農業開発総合センター大隅支場」を「農業開発総合センター」に改め、
同表総務室長の項中「農業開発総合センター大隅支場農業開発総合センター熊毛支場」を「農業開発総合センター熊毛支場」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる組織に勤務する職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる組織に勤務を命ぜられたものとする。

左欄	右欄
くらし保健福祉部保健医療福祉課	保健福祉部保健医療福祉課
くらし保健福祉部医師・看護人材課	保健福祉部医師・看護人材課
くらし保健福祉部国民健康保険課	保健福祉部国民健康保険課
くらし保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康増進課
くらし保健福祉部社会福祉課	保健福祉部社会福祉課
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課	保健福祉部高齢者生き生き推進課
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室	保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室

くらし保健福祉部障害福祉課	保健福祉部障害福祉課
くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室	保健福祉部障害福祉課障害者支援室
くらし保健福祉部生活衛生課	保健福祉部生活衛生課
くらし保健福祉部薬務課	保健福祉部薬務課

- 2 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を發せられない限り、施行日付けでそれぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

左欄	右欄
くらし保健福祉部保健医療福祉課長補佐 (医務担当)	保健福祉部保健医療福祉課長補佐 (医務担当)
くらし保健福祉部保健医療福祉課主幹	保健福祉部保健医療福祉課主幹
くらし保健福祉部保健医療福祉課主幹兼医務係長	保健福祉部保健医療福祉課主幹兼医務係長
くらし保健福祉部国民健康保険課長補佐兼高齢者医療係長	保健福祉部国民健康保険課長補佐兼高齢者医療係長
くらし保健福祉部国民健康保険課主幹兼国保指導係長	保健福祉部国民健康保険課主幹兼国保指導係長
くらし保健福祉部社会福祉課主任指導監査員	保健福祉部社会福祉課主任指導監査員
くらし保健福祉部社会福祉課主幹兼調査援護係長	保健福祉部社会福祉課主幹兼調査援護係長
くらし保健福祉部健康増進課技術補佐	保健福祉部健康増進課技術補佐
くらし保健福祉部健康増進課技術主幹	保健福祉部健康増進課技術主幹
くらし保健福祉部健康増進課主幹兼疾病対策係長	保健福祉部健康増進課主幹兼疾病対策係長
くらし保健福祉部障害福祉課長	保健福祉部障害福祉課長
くらし保健福祉部障害福祉課主幹兼自立支援係長	保健福祉部障害福祉課主幹兼自立支援係長
くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室長	保健福祉部障害福祉課障害者支援室長
くらし保健福祉部生活衛生課技術主幹兼食品衛生係長	保健福祉部生活衛生課技術主幹兼食品衛生係長
くらし保健福祉部生活衛生課水道係長	保健福祉部生活衛生課水道係長
くらし保健福祉部薬務課長	保健福祉部薬務課長
くらし保健福祉部薬務課長補佐	保健福祉部薬務課長補佐
くらし保健福祉部薬務課技術主幹兼麻薬係長	保健福祉部薬務課技術主幹兼麻薬係長
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課主幹兼生きがい推進係長	保健福祉部高齢者生き生き推進課主幹兼生きがい推進係長
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課主幹兼施設整備係長	保健福祉部高齢者生き生き推進課主幹兼施設整備係長
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課主幹兼認知症・生活支援係長	保健福祉部高齢者生き生き推進課主幹兼認知症・生活支援係長
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課技術主幹兼地域包括ケア推進係長	保健福祉部高齢者生き生き推進課技術主幹兼地域包括ケア推進係長
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室長	保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室長
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室主幹兼保険者指導係長	保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室主幹兼保険者指導係長
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室主任指導監査員	保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室主任指導監査員

（調理師法施行細則の一部改正）

第 3 条 調理師法施行細則（昭和 34 年鹿児島県規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式裏中「県くらし保健福祉部健康増進課」を「県保健福祉部健康増進課」に、「県くらし保健福祉部健康増進課に」を「県保健福祉部健康増進課に」に、「鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課」を「鹿児島県保健福祉部健康増進課」に改める。

（県政の企画調整の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第 4 条 県政の企画調整の組織及び運営に関する規則（昭和 38 年鹿児島県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 11 号中「くらし保健福祉部保健医療福祉課長」を「保健福祉部保健医療福祉課長」に改め、同項中第 16 号を削り、第 15 号を第 16 号とし、第 12 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 保健福祉部子ども政策局子ども政策課長

（給与等の支払事務に関する規則の一部改正）

第 5 条 給与等の支払事務に関する規則（昭和 47 年鹿児島県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表人件費主管課長の項中「，国体・全国障害者スポーツ大会局」を削る。

（鹿児島県介護保険審査会の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第 6 条 鹿児島県介護保険審査会の組織及び運営に関する規則（平成 11 年鹿児島県規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第 7 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成 12 年鹿児島県規則第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表くらし保健福祉部の表中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表くらし保健福祉部の表 14 の項の規則で定める公共的施設を定める規則の一部改正）

第 8 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表くらし保健福祉部の表 14 の項の規則で定める公共的施設を定める規則（平成 25 年鹿児島県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

（障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則の一部改正）

第 9 条 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例施行規則（平成 26 年鹿児島県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

（鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和 39 年鹿児島県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項及び第 8 条第 2 項中「，総務企画課」を削る。

（鹿児島県青少年対策本部設置規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県青少年対策本部設置規程（昭和 57 年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

「	くらし保健福祉部長	障害福祉課長	」
---	-----------	--------	---

別表中		薬務課長 子ども家庭課長 子育て支援課長	を
「	保健福祉部長 保健福祉部子ども政策局 長	障害福祉課長 薬務課長 子ども政策課長 子育て支援課長 子ども福祉課長	」 に改める。

（副知事の担当事務に関する規程の一部改正）

第 3 条 副知事の担当事務に関する規程（平成 18 年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「，危機管理防災局及び国体・全国障害者スポーツ大会局」を「及び危機管理防災局」に改め，同条第 3 号中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

（鹿児島県職員倫理規程の一部改正）

第 4 条 鹿児島県職員倫理規程（平成 19 年鹿児島県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表中くらし保健福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部	保健福祉部長
-------	--------

別表中国体・全国障害者スポーツ大会局の項を削る。

附 則

この訓令は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。